

## 令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人あすなろ会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年12月19日及び同月20日 令和6年1月26日及び2月21日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項	是正・改善状況報告
<p>1 社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、決算額が予算額を超過している科目があった。</p> <p>ついては、予算変更の必要がある場合には、必要額を精査した上で補正予算を調製し、理事会の承認を受けること。</p> <p>なお、補正予算を調製することを要しない軽微な乖離の範囲については、あらかじめ規程や予算等で定めておくことが望ましい。</p> <p>また、本件は前回も文書指摘をしており、その際貴法人は「平成29年度3月補正予算の算定にあたり、当法人の施設長会にて、各拠点に予算準拠主義の説明をした。平成29年度3月補正予算の算定にあたっては、今まで以上に精査した予算を作成し、理事会・評議員会の承認を受ける。」と回答しているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: center;">(留意事項2(2))(定款第35条) (経理規程第21条)</p>	<p>令和6年3月26日の理事会において、会計監査人に報告・相談し、補正予算を調製することを要しない軽微な乖離の範囲について、次回の理事会に諮り改善すると報告した。</p>
<p>2 高草あすなろ拠点区分の資金収支計算書及び事業活動計算書に保険等査定減として△415,098,306円が、介護報酬収入(収益)として761,127,937円が計上され、いずれも通常にはない幅で前年度から額が変動したことから、計算書類に対する注記(拠点区分用)において勘定科目の内容の説明が特に必要と考えられるところ、注記に記載されていなかった。</p> <p>ついては、今後同様の事案が生じた場合は、法人の状況を適正に判断するために必要な情報を計算書類に対する注記(拠点区分用)「12その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項」に記載し明ら</p>	<p>令和6年3月26日の理事会において、今後同様の事案が生じた場合には、法人の状況を適正に判断するために必要な情報を計算書類に対する注記に記載すると報告した。</p>

	かにすること。 (会計省令第 29 条第 1 項第 16 号) (運用上の取扱い 24 (3))	
--	--	--